

松 山 大 学 論 集
第 21 卷 第 4 号 抜 刷
2 0 1 0 年 3 月 発 行

中小企業会計の概念フレームワーク
—— その必要性と試案 ——

神 森 智

中小企業会計の概念フレームワーク

—— その必要性と試案 ——

神 森 智

はじめに

本稿は、FASBの「財務会計の諸概念」およびIASC（現在のIASB）の「財務諸表の作成と表示に関するフレームワーク」並びにわが国のASBJの「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（補）の他、2009年7月に公表されたIASBの「中小企業のための国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards for Small and Medium-sized Entities）」の第2節「諸概念および認められた諸原則（Sec. 2 Concepts and Pervasive Principles）」（以下「IFRS for SMEs 第2節」という。）を参考にして、わが国の金融商品取引法適用会社等を除く中小株式会社等を対象とした「中小企業会計の概念フレームワーク」に関して、—— 筆者は、かつて、中小企業会計を博士論文のテーマとしている学生に「中小企業会計の概念フレームワーク」について考えてみたらと助言したこともあり——、その必要性和内容についての拙い試案を提示しようとするものである。

因みに、日本監査研究学会の課題別研究部会は、かつて、「財務諸表監査のフレームワーク」と題する研究報告を行っている（最終報告平成11（1999）年）が、このような例もあり、今後も「管理会計の概念フレームワーク」、「原価計算の概念フレームワーク」、「税務会計の概念フレームワーク」¹⁾なども考えられぬことではないから、わが国の制度会計を前提とするなどした「中小企業会計の概念フレームワーク」も成り立ちうるのではないかと考えた次第である。

(補) FASBの「財務会計の諸概念」とは、Statement of Financial Accounting Concepts No. 1 (1978)～No. 7 (2000) (以下「FASBの概念報告書」という。)をいい、また、IASB(現在のIASB)の「フレームワーク」は Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements (1989) (以下「IASBのフレームワーク」という。)をいう。

なお、上記の両者については、共通化(コンバージェンス)されるべく2004年以来その作業が進み、2006年にディスカッション・ペーパーが、また、2008年に公開草案(Conceptual Framework for Financial Reporting; The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constrains of Decision-Useful Financial Reporting Information)が公表されている。

序でながら、イギリスにおいては、1999年、ASBが「財務報告原則(Statement of Principles for Financial Reporting)」を公表し、また、ドイツにおいては、2002年、ORSCが「正規の会計諸原則(概念フレームワーク)(Grundsätze ordnungsmässiger Rechnungslegung (Rahmenkonzept))」を公表している。さらに、中国においても、2006年に「新企業会計準則」が公表された。その「基本準則」は、上記の「IASBのフレームワーク」と内容的に同様のもののものである。

わが国においては、ASBJの「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」(平成16(2004)年、改訂平成18(2006)年)(以下「改訂討議資料」という。)が公表されている。これは、上記の「なお」以下に記した事情があつてか、改訂版も、頭に「討議資料」を冠したままとされている。

I 中小企業の意義と範囲

さて、「中小企業会計の概念フレームワーク」について考えるためには、そこでいう「中小企業」の意義と範囲について明らかにしておく必要があると思う。「中小企業」の意義と範囲(例えば、個人経営の中小企業を含むか否か、といったこと)が不明のままでは、「中小企業会計の概念フレームワーク」に

ついて、的確な内容を考えることはできないはずだからである。

わが国においては、中小企業を対象とした会計基準は、過去にいくつもの提案がなされてきたが、今世紀に入ってから、中小企業会計基準の制定運動ともいうべき活発な現象がみられた³⁾。そのもっとも最近のものは、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会(ASBJ)の4者による「中小企業の会計に関する指針」(以下「指針」という。)(平成17(2005)年、最終改正平成21(2009)年)であるが、それによると、この「指針」の対象は、(1)金融商品取引法適用会社並びにその子会社および関連会社、(2)会計監査人設置会社およびその子会社、を除く株式会社とし(総論・目的4)、また、特例有限会社、合名会社、合資会社および合同会社の会計についても、この「指針」によることが推奨されるとしている(同5)。

すなわち、この「指針」によると、その適用対象とされている中小企業は、上記の(1)および(2)を除く中小の株式会社であるが、加えて、特例有限会社、合名会社、合資会社および合同会社についても「推奨される」という表現を用いて、できれば、その適用対象に含めようとしているものと思われる。「指針」のこうしたルールは、中小企業を中小会社に限定していることを意味する。これは、逆にいえば、個人企業たる中小企業は対象外ということである。たしかに、個人企業にあっては、当然のことながら、会社法の計算規定の適用はなく、(その会計は、商法および商法施行規則の定めるところに従う。)また、税法基準による場合においては、会社にあつては法人税法によるのに対して、個人企業にあっては所得税法によることになるところから、準拠すべきルールを異にすることになる。こうした点から、本稿でいう中小企業もまた、上記の「指針」と同様に中小会社とし、個人企業を含まないこととしたい。

(附)なお、「IFRS for SMEs」によると、その対象とする中小企業は、(1)公共的な説明責任(public accountability)のない企業および(2)社外の利用者に対して特定目的を持たない(general purpose)財務諸表(補)を公表する企業とされている(第1節 中小企業(Small and Medium-sized Entities))

1.2(a)(b) が、国際基準なので、やむをえないところがあるとはいえ、抽象的に過ぎるようにも思われ、中小企業の意義と範囲を設定するためには、そのままでは、具体的な参考材料とはなしえないであろう。

なお、所有者兼経営者や税務当局のためのみに作成される財務諸表は General Purpose 財務諸表ではないとされている (IFRS for SMEs Preface to the IFRS for SMEs P11)。

II 中小企業会計の概念フレームワークの必要性

前節においては、「中小企業会計の概念フレームワーク」を考えるについて、まずは、そこでいう「中小企業」の意義と範囲を指定する必要があるとして、それを、「指針」の考える中小株式会社に加えて特例有限会社および持分会社をも視野に入れた中小会社とするとしたが、そのような中小会社の会計に係る概念フレームワークは、果たして必要性があるのか；言葉を変えていえば、既存の「FASB の概念報告書」や「IASC のフレームワーク」、さらに、わが国の「改訂討議資料」の示す内容でもって足りるのではないか、という問題が存するかも知れないし、また、生ずるかも知れない。

このことに関して、「指針」には、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるはずである。」という記述がある（総論「本指針作成に当たっての方針」の「要点」）。そして、この記述のみからすると、大企業の会計基準も中小企業の会計基準も同一のものであるはずである、ということであるから、問題の「中小企業会計の概念フレームワーク」なるものもまた、その必要性は肯定されないことになるであろう。

しかし、「指針」は、上記の引用文に続いて、「しかし、専ら中小企業のための規範として活用するためには、コストベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。」（補）としている。すなわち、ここでは、コストベネフィットを根拠として、正規の会計処理の簡便化された方法によること、および、いわゆる税法基準によるこ

とを認めることをもって中小企業会計基準の存在を許容しようとしているものかと思われる。そして、「本指針作成に当っての方針」における「要点」を全体として読むと、中小企業会計基準の設定については、むしろ、適用除外規定ですますという消極的なスタンスを採っているようにも思われるのである。

しかし、消極的にしろ、中小企業会計基準の必要性を認めるとすれば、その上に存するはずの「中小企業会計の概念フレームワーク」の必要性もまた肯定されることになるはずである。

なお、「IFRS for SMEs」の考え方も、中小企業の会計基準は、IFRSs のアプリジッド版であり、基本的には IFRSs に拠るべきものとの考えによっているようである (IFRS for SMEs P11~12, 2.35)。

(補) この中の「コストベネフィットの観点」については、後掲 (VI 節) のとおり、「IFRS for SMEs 第 2 節」は、その「財務諸表情報の質的特性」の一つとして示している (2.13 Balance between benefit and cost) が、これは、同時に、「IASC のフレームワーク」においても、「目的適合性と信頼性を有する情報への制約 (Constrains over relevant and reliable information)」の下位概念の一つとして示されている (44 項) ので、コストベネフィットの問題は、IFRSs にあっては、とくに中小企業会計に限られた問題ではないようにもみえる。

また、経団連が、わが国会計基準の国際化問題——具体的には IFRSs の導入——に関して、その委員企業を対象として行ったアンケートの結果によると、「上場企業と同様の会計基準をベースとしつつ、中小企業向けの簡素化された基準を作成すべき」との意見が 85% を占めていたという⁴⁾。この意見は、表現からすれば、上記の「指針」よりは、中小企業の会計基準の設定についての積極性が感じられるようにもみえる。

中田信正教授も、「中小企業については、財務諸表が税務申告目的で作成されていることが多く、財務会計においては、国内金融機関への融資審査等の信用目的が中心であるため、より簡易な財務会計基準が必要とされよう。」と積

極的なお考えを述べておられる⁵⁾

以上の「指針」の考え方、経団連によるアンケートの結果および中田教授のお考えは、何れも、会計基準の適用面における技術的側面からするものであるといえようが、この問題について、中小企業の置かれている実情または実態に即して考えようとする見解がある。

まず、日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」(平成14(2002)年)は、中小会社の会計は「事業の特殊性、会計処理能力、下請取引構造の変化、計算書類のインターネットによる開示、電子商取引の進展等に対応する必要がある」が「そのために…経営実態を明らかにし、適時・適切な情報開示の…ための具体的な会計基準を設けることが必要である。」と述べて独自の会計基準設定の必要性について述べている(前文)。これはまた、「指針」および「IFRS for SMEs 第2節」と比べると、中小企業の会計基準の必要性について、異質で、より積極的な姿勢を採っていると評しうるように思う。

次に、中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会報告書」(平成14(2002)年)の作成に委員としてご尽力された河崎照行教授は、「中小企業の属性に見合った会計基準を制度化」することの必要性を唱えておられる⁶⁾

このように、中小企業の会計基準については、大企業向けの会計基準の一部について適用除外規定を設けるという方式ではなく、中小企業の実情・実態を出発点とした固有の会計基準を設ける方式によるべきものと考えますが、イギリスにおける「中小企業財務報告基準(Financial Reporting Standards for Smaller Entities)略称FRSSE」(1997,改訂2002)も、連結財務諸表以外は、他の会計基準に従う義務を免除している(「FRSSEの地位」の冒頭)。それは、イギリスにおける経験からする教訓の結果でもあるとも評されている⁷⁾

わが国において、株式上場会社について、その会計基準としてIFRSsを導入しなければならないものとするれば、非上場会社または前節(I節)でいう中小企業については、IFRSsとは別の会計基準を設けることが必要ではないかと考えるものである。IFRSsの会計基準は証券投資家の経済的意思決定に資する近

未来予測情報を提供することをもって主要な目的とするのに対して、証券投資家を持たない中小企業にあっては、その会計基準は、会社法の趣旨からして、配当可能利益の計算を主眼とするものだからである。

そして、問題は、中小企業のための、技術論的に「会計処理の簡便化」、「簡素化された基準」または「簡易な財務会計基準」というよりも、中小企業の実情・実態に即した「独自の会計基準」または「固有の会計基準」の設定の必要性が感じられるということであるが、これが是認されるならば、その上に存することとなるはずの「中小企業会計の概念フレームワーク」の必要性もまた是認されることになるはずである。

ということで、拙論を進めさせていただき、「中小企業会計の概念フレームワーク」の内容について考えさせていただくこととする。

Ⅲ 財務会計の概念フレームワークの構成

さて、前節（Ⅱ節）のようにして、その必要性の是認される「中小企業会計の概念フレームワーク」を考えるにあたり、参考として、まず、わが国の「改訂討議資料」における概念フレームワークの構成をみることにする。それは、次の通りである。

財務報告の目的

会計情報の質的特性

財務諸表の構成要素

財務諸表における認識と測定

この構成は、前節（Ⅱ節）でもふれた「FASBの概念報告書」や「IASCのフレームワーク」を参考にし、また、これらに準拠して設けられたものであるところから、現時点においては、株式を公開している大企業を対象とした「財務会計の概念フレームワーク」を代表するものと考えられるであろう。なお、「IASCのフレームワーク」には、認識・測定の特殊問題として、最後に「資本および資本維持概念」が挙げられている。

次に、本稿の冒頭で紹介した「IFRS for SMEs 第2節」に示されたその構成を見出し項目によって示せば、次の通りである。

中小企業の財務諸表の目的

財務諸表情報の質的特性

財政状態

経営成果

資産、負債、収益・利得、費用・損失の認識

資産、負債、収益・利得、費用・損失の測定

認められた認識・測定の諸原則

発生主義

財務諸表における認識

第一次的測定

第二次的測定

総額主義

上掲した「改訂討議資料」、その源泉である「FASB の概念報告書」および「IASC のフレームワーク」並びに「IFRS for SMEs 第2節」の「概念フレームワーク」の構成は、見出し項目の表現には違いがあるが、内容的には、同様なスタンスによって、この問題が取り扱われているといえるであろう。

IV 中小企業会計の概念フレームワーク

さて、前節（Ⅲ節）において紹介した、わが国の「改訂討議資料」における「財務会計の概念フレームワーク」の構成およびIASBの「IFRS for SMEs 第2節」「諸概念および認められた諸原則」を参考にして、「中小企業会計の概念フレームワーク」について考えるにあたり、次のような構成内容を、拙い試案また私案として、唱えさせていただきたい。

中小企業の会計の目的…「FASB の概念報告書」第1号（財務報告の目的）

やわが国の「改訂討議資料」における「財務報告の目的」または「IASC

のフレームワーク」における「財務諸表の目的」や「IFRS for SMEs 第2節」における「中小企業の財務諸表の目的」ではなく、「中小企業の会計の目的」とする。

中小企業の会計情報の質的特性…上記と同様に、「会計情報の質的特性」または「財務諸表情報の質的特性」ではなく、「中小企業の会計情報の質的特性」とする。

中小企業の会計情報の構成要素…これも同様に、「財務諸表の構成要素」などではなく、「中小企業の会計情報の構成要素」とする。

中小企業の会計に係る認識と測定…これも、「財務諸表における認識と測定」などではなく、「中小企業の会計に係る認識と測定」とする。

V 中小企業の会計の目的

(財務報告の目的・財務諸表の目的)

わが国の「改訂討議資料」においては、それが株式上場会社を対象としているところから、当然のことながら、財務報告の目的は、第一義的には、「投資家のための情報提供」に置かれている（第1章序文）。因みに、「FASBの概念報告書」第1号（財務報告の目的）にあっては、最初に、「現在および将来の投資家、債権者その他の利用者の合理的な投資、融資その他の意思決定に資する有用な情報を提供すべきもの」としており（34項）、また、「IASBのフレームワーク」においても、まず、「財務諸表の目的は、さまざまな財務諸表利用者（a wide range of users）が経済的意思決定を行うに当たって有用な、企業の財政状態、経営成果および財政状態の変動に関する情報を提供するところにある。」としている（12項）。

これに対応して、「IFRS for SMEs 第2節」の「中小企業の財務諸表の目的」においても、「中小企業の財務諸表は…各方面の財務諸表利用者（a broad range of users）による経済的意思決定のための…有用な情報を提供すること」をもって第一義的な目的としている（2.2項）。これは、わが国の「改訂討議資料」、

「FASBの概念報告書」第1号および「IASCのフレームワーク」に見られる「財務報告の目的」ないし「財務諸表の目的」と内容において大差はみられない。「IFRS for SMEs」そのものは中小企業の財務諸表を対象としたものではあるが、「意思決定のための有用な情報の提供」という点で、前3者と同様の目的が唱えられている。ただ、「改訂討議資料」においては「投資家のため」であるのに対して、「IFRS for SMEs 第2節」においては「各方面の財務諸表利用者のため」と抽象的に表わされていて、財務諸表利用者が具体的に示されていない。国際基準であるので、抽象的な表現はやむをえないが、「有用な会計情報の提供」ということだけでは、大企業と中小企業の区別はつけられえない。(中小企業の会計の目的)

証券市場に投資家をもたない中小企業にあっては、その「財務報告の目的」ないし「財務諸表の目的」は、証券市場に株式を上場している大企業の場合のそれらに比して、かなり性格の異なったものにならざるをえないことは否定できまい。すなわち、中小企業における「財務報告の目的」ないし「財務諸表の目的」も、大企業におけるそれも、抽象的には、情報利用者のための経済的意思決定のために有用なものとして捉えることができはするが、両者の情報利用者には、量的にまた質的に大きな相違ないし基本的な不一致があるとともに、情報利用の仕方にも大きな隔たりがあるように思われる。すなわち、中小企業には、すでにふれたように、一般に使われる意味での投資家の名をもって呼ばれるものは存在しないといってよい。また、債権者については、「指針」は「中小企業でも資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、——利害関係者の利害調整に資する——役割が会計情報に求められることに変わりはない。」(6項)といているが、大企業と中小企業とでは、債権者と企業との力関係は全く異なり、債権者側からする債権に対する担保確保の方法・手段も異なる。金融機関などの債権者は、中小企業に対しては、その提供する財務報告や財務諸表に多くを頼って対債務者(中小企業)債権管理を行っているとはいえない。中小企業会計への信頼性が低いからでもある。金融機関は、経営者個人

の財産に抵当権を設定するとか、商品や原材料の代金の与信者は、取引開始に当たって保証金を積み、保証金の金額をもって信用供与の限度額とするなどの手段に依存することが多いし、財務情報を参考にすることも、それは中小企業側から提供されるものというより、債権者側からの要求による毎月末の試算表などによっているというのが実情であろう。

こうした財務情報の利用面における質的相違は、経営者に対する財務情報提供のウエイトを相対的に高める結果を導く。企業規模の大小にかかわらず、経営者が必要とする財務情報は、少なくとも毎月1回は提供を求められる（すなわち月次決算）であろうし、場合によっては、さらに高い頻度のインターバルで求められる蓋然性がある。また、その内容も、企業全体としての財務情報の他に、部門等別の経営成果情報とか、変動費・固定費情報といったものの重要性が高くなるはずである。そして、これらの会計情報すなわち管理会計的会計情報は、大企業を前提とし、主として投資家を対象として考えられた「財務報告の目的」ないし「財務諸表の目的」には含まれてはいない。それは、「財務会計の概念フレームワーク」に係るものではないからである。これに対して、中小企業における会計情報の目的は、所有者に対する情報提供という点では形骸化しており、むしろ、管理会計情報にこそ大きなウエイトまたは重要な利用目的が置かれているといわなければなるまい。

すなわち、中小企業にあっては、その作成する会計情報は、会社法によって、他律的に作成されるものより、企業内部において、経営者に対する自律的経営管理情報としての必要性が高いし、むしろ、それこそが、中小企業の会計の情報提供において重要性の高いものであるということができるよう思う。この点については、「指針」も「中小企業の会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きい。」と述べてはいる（「本指針作成に当たっての方針」および6項）。

つまり、中小企業において必要とされる会計情報は、一面においては、会社法の規定に準拠した所有者への他律的情報提供であるとともに、他面において

は、自らの経営管理に資するために自律的に作成する頻度の高い経営者への情報提供である、といわなければならないであろう。後者は、大企業を対象とした場合の「財務報告の目的」、「財務諸表の目的」に含まれてはいないはずである。そして、このことは、次の「中小企業の会計情報の質的特性」という問題に自ずから連なっていく。

VI 中小企業の会計情報の質的特性

すなわち、「中小企業の会計情報の質的特性」の、株式公開会社を対象として投資家に対する財務諸表による情報提供を目的とする「会計情報の質的特性」や「財務諸表の質的特性」に対する特徴は、後者が、投資家の意思決定に資する近未来を予測する財務会計情報の提供ということに重点を置いたものであるのに対して、前者が、財務会計と管理会計、それは結果論または相対的關係でもあるが、とくに、管理会計的側面を強く持っているというところにある。

したがって、「財務会計の概念フレームワーク」は、大企業の投資家を念頭に置いた財務会計に係る概念フレームワークであるのに対して、「中小企業会計の概念フレームワーク」は、財務会計と管理会計の両者に係る概念フレームワークである、ということが前者と後者を区別するときの特徴的なメルクマールとなるはずである。

(会計情報の質的特性・財務諸表の質的特性)

まず、わが国の「改訂討議資料」においては、それが「投資家のための情報提供」をもって財務報告の第一義的目的としているところから、「会計情報に求められるもっとも重要な特性は、その目的にとっての有用性である。」(第2章序文)、そして、この「意思決定有用性」を支える特性として、「意思決定との関連性」および「信頼性」を挙げており、さらに、「意思決定との関連性」を支える特性として「情報価値の存在」と「情報ニーズの充足」の2者を、また、「信頼性」の下位概念として、「中立性」、「検証可能性」および「比較可能性」を掲げている(第2章)。

因みに、「FASBの概念報告書」第2号（会計情報の質的特性）においても、上記の「改訂討議資料」におけると同様、「意思決定の有用性」を中心として、それを階層的構造によって体系として示している（33項）。すなわち、対情報利用者固有の特性として「理解可能性」、意思決定に固有の一次的特性として「目的適合性と信頼性」、二次的・相互作用的特性として「比較可能性と中立性」、また、第一次認識時における「重要性」、さらに基礎的制約として「費用対効果」を示している。

これに対して、「IFRS for SMEs 第2節」における「財務諸表情報の質的特性」は、次のように「IASCのフレームワーク」における「財務諸表の質的特性」と似通った特性を挙げているが、これは、「会計情報の質的特性」という問題を、有用な情報提供を目的とすることへの強調からか、それを、企業規模を超えて抽象化して考えたものとみることにもできるように思う。次に掲げるように、両者を比べてみると、少なくとも、掲げられた「質的特性」に関する限り、一方が株式を公開している大企業を対象としたものであり、他方が中小企業を対象としたものであるという相違を強くは感じることができないし、したがって、これでは、IFRSsから独立した「IFRS for SMEs」を設けることの意義もかすんでしまうようにすら思われるのである。

「IFRS for SMEs 第2節」における「財務諸表情報の質的特性」は次の通り（2.4～2.14）。

定義を掲げることなく、理解可能性、目的適合性、重要性、信頼性、実質主義、慎重性、完全性、比較可能性、適時性*、費用対効果*を列挙している。定義は、次の「IASCのフレームワーク」に同じものと考えられる。

* 適時性と費用対効果は、下記の「IASCのフレームワーク」においては、「目的適合性と信頼性を有する情報への制約」の下位概念の中に挙げられている。

「IASCのフレームワーク」における「財務諸表の質的特性」は次のとおり（24項以下）。

「提供する会計情報を有用なものとする属性」をいい、理解可能性、目的

適合性、信頼性および比較可能性の4者を以って主要なものとする(24項)。また、これに関連して、ネーベンな特性として、重要性、表示の忠実性、実質主義、中立性、慎重性、完全性、目的適合性と信頼性を有する情報への制約、真実公正な概観/適正表示を挙げている。

(中小企業の会計情報の質的特性)

しかしながら、以上のような抽象的・観念的な考え方に対して、中小企業のもつ、株式を上場している大企業に対する質的な特徴ないし特性に根ざした見地——中小企業の実情・実態——からみて、独自の「中小企業の会計情報の質的特性」が考えられて然るべきものと思われるのである。そして、この点についてのご了解が頂けるとすれば、「中小企業の会計情報の質的特性」は、前節(V節)末および本節の初めにおいてふれたように、他律的な財務会計と自律的な管理会計という二元的性格にあり、とくに管理会計的な性格を強くもっている、または、もっているはずであるという点にあるといえると思う。すなわち、中小企業会計にあつては、その財務会計的情報は、株式を上場している大企業におけるそれに比して、その社会的ニーズははるかに低いか、ほとんどないかであるのに対して、経営管理者とくに経営者のための管理会計情報の必要性は高いか、不可欠のものであつて、管理会計的な側面にその質的特性が大きく姿をみせているといえるものと考えてるのである。

そこで、以上のことを斟酌して「中小企業の会計情報の質的特性」をまとめるとすると、次のように表すことができるであろう。

他律的財務会計の側面については…理念論として、①会社法への準拠性 および②会社法に具体的な規定のない事項については「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」への準拠性

ただし、IFRSsは、会社法にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として認知できないものように思う。それは近未来を予測する「経済的意思決定のための会計基準」であるのに対して、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、元来「配当可能利益の計

算のための会計基準」に含まれるはずのものだからである。

そして、これらの準拠性を充たした上での「理解可能性」、「目的適合性」、「信頼性」、「比較可能性」等が問題になるはずであると考えられるものである。

自律的管理会計の側面については…経営管理目的に対応する業績管理、意思決定、経営戦略への適合性

そして、こうした適合性を充たした上での「信頼性」、「完全性」、「適時性」といったことが問題になるはずであると思う。

VII 中小企業の会計情報の構成要素

(財務諸表の構成要素・財務諸表の要素)

大企業を対象とした概念フレームワークにあつて、「財務報告の目的」ないし「財務諸表の目的」は、財務諸表を媒体とする情報提供を通じてなされること、および「IFRS for SMEs 第2節」における「中小企業の財務諸表の目的」においても、その情報提供は財務諸表によってなされるものとしていることは、タイトルの示す通りである。そこでまず、財務諸表が複式簿記を前提とするかぎり、その構成要素は、資産、負債、純資産および収益・利得、費用・損失を基本とするものとなるはずである。しかし、財務諸表は、その目的に関連した内容を持たなければならないから、その構成要素は、その目的に関連した役割を果たすものでなければならないことになる。

すなわち、こうした立場から、わが国の「改訂討議資料」は「財務諸表の構成要素」として、資産、負債、純資産、株主資本、包括利益、純利益、収益、費用を、「FASB の概念報告書」第3号と入れ替えた第6号は「財務諸表の要素」として、資産、負債、所有者持分または純資産、包括利益、収益、費用、利得・損失を、また、「IASC のフレームワーク」は、財政状態を表す要素として資産、負債、所有者持分を、経営成果を表す要素として収益・利得、費用・損失、資本維持修正、を挙げている⁸⁾。

なお、「IASCのフレームワーク」に対して、「IFRS for SMEs第2節」は、財政状態を表すための構成要素としては、資産、負債および所有者持分を、また、経営成果を表すための構成要素としては、資本維持修正を除いて、収益・利得および費用・損失のみを掲げている。

(中小企業の会計情報の構成要素)

フォーマルな財務諸表による情報提供を前提として考えるかぎりは、上に示した通りであろうが、中小企業における会計情報の特徴は、前節(VI節)で述べたように、片や、投資家等からする社会的ニーズに応えるためというよりは、会社法の規定による他律的なものであるとともに、企業の経営者に対する経営管理のための自律的なものであるという性格が強いという二元的な特性がみられるところにある。そして、中小企業における会計情報の必要性の相対的ウエイトは、むしろ、管理会計的側面にあるといわねばなるまい。

そうだとすると、財務諸表の構成要素は、複式簿記におけるものの他、費用の内訳としての、管理可能費・管理不能費に係る情報、変動費・固定費に係る情報、経営活動の部門等別の収益・費用情報(費用については、とくに変動費に係る部門等別情報)、さらに、経営政策の決定・変更に資する特殊原価情報といったものが重要であるとともに、臨時的な特殊原価情報を別として、情報提供頻度も月次決算ないし短期損益計算や週単位の原価計算等への要請も高くなると考えられるのである。

そこで、以上のことをまとめれば、「中小企業の会計情報の構成要素」は、次のように表すことができるであろう。

他律的財務会計情報としての構成要素；

資産、負債、純資産、収益・利得、費用・損失…資産、負債については、流動・固定の区分、流動資産については、現金および現金同等物の区別、純資産については、株主資本・その他包括利益の区分、収益・利得、費用・損失については、営業、営業外、特別の区別

自律的管理会計情報としての構成要素；

上の財務会計情報の構成要素の他に、管理可能費・管理不能費、変動費・固定費および経営活動の部門等別の収益および変動費、必要に応じた特殊原価

Ⅷ 中小企業の会計に係る認識と測定

(財務諸表における認識と測定)

わが国の「改訂討議資料」にあつては、「財務諸表における認識と測定」について、まず、「認識」と「測定」の意義を述べた(第4章本文1項・2項)のうち、「認識」については、「財務諸表の構成要素」の定義を充足した各種項目の認識は、基礎となる契約の、原則として、少なくとも一方の履行が契機となる(同上3項)ことに加え、一定程度の発生の蓋然性が求められるとしている(同上6項)。また、「測定」については、「財務諸表の構成要素」に従い、現在用いられている方法に加えて将来用いられる可能性のある方法を含むとして(第4章序文)、次のように示している(第4章本文)。

資産の測定方法…取得原価，市場価格，割引価値，入金予定額，被投資企業の純資産額

負債の測定方法…支払予定額，現金受入額，割引価値，市場価格

収益の測定方法…交換に着目した測定，市場価格の変動に着目した測定，契約の部分的な履行に着目した測定，被投資企業の活動成果に着目した測定

費用の測定方法…交換に着目した測定，市場価格の変動に着目した測定，契約の部分的な履行に着目した測定，利用の事実に着目した測定

これに対して、「IFRS for SMEs 第2節」にあつては、この問題は、「資産、負債、収益・利得、費用・損失の認識」、「資産、負債、収益・利得、費用・損失の測定」、「認められた認識・測定の諸原則」、「発生主義」、「財務諸表における認識」、「第一次測定」、「第二次測定」、「総額主義」の見出しの下に取り扱

れている。

この問題については、「IASCのフレームワーク」は、「財務諸表の構成要素の認識」、「財務諸表の構成要素の測定」および「資本及び資本維持の概念」に分けて述べ、最初の「財務諸表の構成要素の認識」については、これを、「将来の経済的便益の蓋然性」、「測定信頼性」、「資産の認識」、「負債の認識」、「収益・利得の認識」、および「費用・損失の認識」に分けて説明している（82項以下）。また、「財務諸表の構成要素の測定」については、「取得原価」、「時価（現在原価）」、「実現価値」および「現在価値」を示している（100項）。

しかしながら、「IFRS for SMEs」そのものは、その基本的なスタンスが Full IFRSs に対するアプリッジド版であるところにあり、いくつかの簡素化（Full IFRSs の適用除外項目）はある⁹⁾が、その認識・測定の基本的基準は「IASCのフレームワーク」と Full IFRSs によっている（2.35）ことが特徴である。

（中小企業会計に係る認識と測定）

さて、最後に、中小企業の意義と範囲を「指針」が規定する通り、(1)金融商品取引法適用会社並びにその子会社および関連会社、(2)会計監査人設置会社およびその子会社、を除く株式会社とし、また、特例有限会社、合資会社、合名会社および合同会社をも視野に入れたとき、つまり、会社法上の会社で中小規模のものを対象としたときの「中小企業会計の概念フレームワーク」における「中小企業の会計に係る認識と測定」について、拙論を述べさせていただくこととする。

それは、他律的財務会計については；

- (1)会社法および会社計算規則の定めるところによる。
- (2)会社法および会社計算規則に定めのない事項については、税法（同施行令および同施行規則等を含む。）に定めのある場合には、税法基準による。
- (3)会社法にも税法にも定めのない事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」による（会社法第431条、第614条）。

また、自律的管理会計については；

目的に応じて認識し、原価および／または時価により測定

なお、「中小企業のための原価計算」(日本生産性本部 昭和33(1958)年)にある部門別計算の省略、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10(1998)年)にある「小規模企業等における簡便法の採用」(四5)や、本稿で何回かふれた「指針」の「コストベネフィットの観点から」「指針」の認める「一定の場合」における「簡便化」(総論「本指針作成に当たっての方針」の「要点」)、たとえば、減価償却額に係る税法基準の採用、重要性のない一時差異に係る繰延税金資産・負債の非計上¹⁰⁾などは、「中小企業の会計に係る認識と測定」のオーソライズドされた簡便法の具体例として挙げることができるであろう。

また、中小企業の会計は、会社法の定めるところによることをもって本来の姿と考えられるところから、近未来情報としての時価会計の導入の必要性は低いはずである。しかし、経営者は時価に対しても少なからず関心を持つはずであるから、かつて、ASOBAT(1966)が唱えたような原価・時価併記の財務諸表¹¹⁾を作成することも、対経営者情報として意味のあることと思う。ただ、ASOBATの二欄式財務諸表における原価は historical cost、時価は current cost とされているが、時価については、fair value とするのも今日の会計的関心にマッチしているし、従って、経営者にとっての参考になりうるものかと思う。

ま と め

以上、本稿での拙ない意見をまとめて示せば、次の通りとなるであろう。

中小企業会計の概念フレームワークの必要性…中小企業の実情・実態に合った独自または固有の中小企業の会計基準の設定の必要を認めることによって、その上に立った「中小企業会計の概念フレームワーク」の必要性が是認される。

中小企業会計の目的

他律的目的…会社法の規定による所有者(株主)への会計情報の提供

自律的目的…経営者の経営管理のための会計情報の提供

中小企業の会計情報の質的特性…他律的財務会計と自律的管理会計とくに、
後者にウエイトのかかった二元的性格

中小企業の会計情報の構成要素

他律的財務会計による財務諸表に関して…資産、負債、純資産、収益・利
得、費用・損失

自律的管理会計に関して…財務諸表の構成要素の他、管理可能費・管理不
可能費、変動費・固定費および部門等別の収益と変動費並びに必要な応じ
た特殊原価

中小企業の会計に係る認識と測定

他律的財務会計については…

会社法の規定による。

会社法に規定のない事項については税法基準による。

会社法にも、税法基準にもない事項については、「一般に公正妥当と認
められる企業会計の慣行」による。

自律的管理会計については…目的に応じて認識し、原価および／または時
価により測定

注

- 1) 「税務会計の概念フレームワーク」の一つの試案については、「税務会計の概念フレーム
ワークその可能性と試案-」と題する拙稿がある（松山大学論集第21巻第5号 平成
22（2010）年）。
- 2) 近藤弘氏監修「中日対訳中国企業会計準則」平成19（2007）年
- 3) わが国において、第2次世界大戦終了後なお日の浅い時代に作られた中小企業会計に係
るルールには、次のものがある。これらのルールは、「企業会計原則」がその前文でいっ
ているように、当時の「我が国の企業会計制度は、欧米のそれと比較して改善の余地が多
く、且つ、甚だしく不統一である」という状況にあったが、中小企業においては、その傾
向は一層顕著であり、種々、改善のための提案がなされた。以下のものは、そうした性格
が強いルールである。

「中小企業簿記要領」経済安定本部企業会計制度対策調査会（のちの金融庁企業会計審

議会の前身)昭和24(1949)年…零細個人企業向けの、税務上の青色申告のための簿記要領を内容とする。

「中小会社経営簿記要領」中小企業庁 昭和28(1953)年

「中小企業のための原価計算」日本生産性本部 昭和33(1958)年 なお、これは一般準則で、その後、44業種に係る原価計算準則を作成している。

また、今世紀に入ってから、相次いで公表された中小企業会計に係るルールには、次のものがある。これらのものは、わが国の会計原則・会計基準が、もっぱら証券取引法・金融商品取引法適用会社を対象としたものであるのに対して、それ以外の中小の会社(約250万社)に係る会計基準設定の必要性に 대응べく設けられたものである。ただ、中小企業の会計基準の設定については、大企業に対する会計基準と基本的には変わらないとする立場と大企業に対する会計基準とは異なった会計基準が必要であると考えられる立場がある。下掲の「中小企業の会計に関する指針」や「IFRS for Small and Medium-sized Entities」は前者の立場によっているようであり、同じく下記の「中小企業会計基準」や「Financial Reporting Standards for Smaller Entities」は後者の立場によっているものかと思われる。

「中小企業の会計に関する研究会報告書」中小企業庁 平成14(2002)年

「中小企業会計基準」日本税理士会連合会 平成14(2002)年

「中小企業会計の在り方に関する研究会報告書」日本公認会計士協会 平成15(2003)年

「中小企業の会計に関する指針」日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会 平成17(2005)年、最終改正平成21(2009)年
なお、英米における中小企業会計の基準には、次のものがある。

Financial Reporting Standards for Smaller Entities ASB 1997, 改訂2002

Other Comprehensive Basis of Accounting AICPA

この両者については、武田隆二教授編著「中小会社の会計」(平成15(2003)年)に武田教授による簡明な紹介がある(pp.34~35)。また、「会計学大辞典第五版」(平成19(2007)年)の「中小会社(企業)会計」に河崎照行教授による解説がある。なお、前者には、日本語訳がある。

また、すでに、本稿の冒頭でふれたIASBによる次のものがある。

IFRS for Small and Medium-sized Entities IASB 2009

- 4) 中田信正教授が経団連のホームページから引用・紹介されている(「グローバル化と財務会計・税務会計の課題」野村健太郎教授編著「環境激変と経営・会計・情報」(平成21(2009)年) pp.54~55)
- 5) 中田信正教授 上掲論文 p.61
- 6) 河崎照行教授「IFRSの導入とわが国の「あるべき会計制度」」TKC会報 平成21(2009)年11月号 p.14
- 7) 武田隆二教授編著「中小会社の会計—中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説」(平成15(2003)年) p.34

- 8) 複式簿記による計算の基本的な構成要素の他, 「FASB の概念報告書第6号 (Elements of Financial Statements)」1985においては, 「包括利益 (Comprehensive Income of Business Enterprises)」を示し, わが国の「改訂討議資料」にも「包括利益」が挙げられている(第3章8項)。また, 「IASC のフレームワーク」は, 「資本維持修正 (Capital Maintenance Adjustment)」を掲げている。
- 9) 「IFRS for SMEs」によって簡素化された認識・測定基準については, 河崎照行教授の「IFRS と中小企業の会計—IASB の「中小企業版 IFRS」をめぐって」(税経通信 平成21(2009)年11月号 p.42) および小宮山満・石井和敏両氏による「IASB IFRS for SMEs (中小企業向けの国際財務報告基準)の概要」(会計・監査ジャーナル 2009年11月号 pp.54 ff.) に紹介されている。
- 10) 一時差異に係る繰延税金資産・負債を認識しない簡便法を求める意見は「IFRS for SMEs」では認められていない。
- 11) ASOBAT Appendix B (A set of illustrated statements) pp. 81ff.

(2009年10月)